

『マスター紛争類型別の要件事実（第2刷：2025年5月2日発行）』の 訂正・補遺

一般社団法人金融財政事情研究会

本書の記載につき、下記のとおり訂正・補遺を申し上げます。

記

6頁6行目：「このような考え方」を「このように、実体法の規定を発生する法律効果に応じて、権利根拠規定、権利障害規定、権利消滅規定及び権利阻止規定と4つに分類し、それぞれその効果を有利に援用する者が各規定の法律要件にかかる事実を主張立証すべきであるとする考え方」に訂正。

26頁下から14行目：「請求原因」を「請求原因事実」に訂正。

27頁7行目：「甲建物」を「甲土地」に訂正。

35頁下から12行目：「甲建物」を「甲土地」に訂正。

37頁8行目：「因子により」の後に「時間的順序が明らかになり、」を挿入。

40頁2行目：「Yは、Xに」を「Yは、Xが」に訂正。

64頁下から11行目：「履行不能場合には」を「履行不能の場合には」に訂正。

71頁6行目：「請求原因」を「請求原因事実」に訂正。

76頁4行目：「請求原因」を「請求原因事実」に訂正。

77頁下から9行目：「②XY売買」の後ろに「、③Y現占有」を挿入。

79頁下から9行目：「無催告解除特約に」を「当然解除特約に」に訂正。

81頁下から2行目：「売却しました」を「売却し、引き渡しました」に訂正。

82頁下から1行目：「売った」を「売却する契約を締結した」に訂正。

83頁1行目：「㊥ Yは、同日、前項の契約に基づきXに自動車を引き渡した。」を挿入。

83頁1行目(上記反映後は2行目)：「㊥」を「㊦」に訂正。

96頁4行目：「再抗弁」を「再々抗弁」に訂正。

106頁6行目：「㊤ 原告は、被告に対し」を「㊤ 被告は、原告に対し」に訂正。

106頁13行目：「㊤ 原告は、被告に対し」を「㊤ 被告は、原告に対し」に訂正。

108頁4行目：「請求の原因」を「請求原因事実」に訂正。

114頁下から2行目：「売却し、」を「売却し、引き渡したが、」に訂正。

116頁3行目：「㊥ Y₁は、同日、前項の契約に基づきXに絵画を引き渡した。」 【○】
を挿入。

116頁3行目(上記反映後は4行目)：「㊥」を「㊦」に訂正。

117頁13行目：「各発生原因事実」を「発生原因事実」に訂正。

126頁11行目～：「300万円で売った」を「300万円で売却する契約を締結した」に訂正。

129頁下から6行目：「報酬」の後に「及び遅延損害金」を挿入。

130 頁下から 10 行目：「㊟ X と Y は、報酬支払いの弁済期を令和 4 年 4 月 10 日と合意した。 【○】」を挿入。

130 頁下から 10 行目（上記反映後は下から 9 行目）：「㊟」を「㊿」に訂正。

136 頁 15 行目：「※上記は、民法 633 条に基づき引渡しにより報酬の支払時期が到来するという立場からの整理である。この立場に立たない場合には、別途催告が必要となり、催告した日の経過により遅滞の責任を負うことになる。」を挿入（【請求原因事実㊟…】の囲み内、㊟の次行に挿入）。

139 頁最終行：「できるため、」を「できるとする立場に立つと、」に訂正。

152 頁下から 11 行目：「請求原因」を「請求原因事実」に訂正。

152 頁下から 11 行目：「抗弁」を「抗弁事実」に訂正。

165 頁下から 7 行目：「月 4 万円」の前に「令和 5 年 4 月 9 日から」を挿入。

166 頁下から 9 行目：「㊟ Y が令和 5 年 4 月 9 日当時、甲土地を占有していたこと（占有要件） 【○】」を挿入。

166 頁下から 9 行目（上記反映後は下から 8 行目）：「㊟」を「㊿」に訂正。

166 頁下から 9 行目（上記反映後は下から 8 行目）：「甲土地を」の後に「現在」を挿入。

166 頁下から 8 行目（上記反映後は下から 7 行目）：「㊿」を「㊟」と訂正。

172 頁下から 12 行目：「所有について」の後に「は、本来、X の主張すべき事実であるが、主張共通の原則により、この事実は、請求原因として X が主張したものと取り扱われる。そして、この事実について Y が認めたので」を挿入。

183 頁 14 行目：「㊟ 被告は」を「㊟ 原告は」に訂正。

201 頁 12 行目～：「物権的登記請求権」を「物権変動的登記請求権」に訂正。

227 頁 2 行目：「担保物件」を「担保物権」に訂正。

230 頁下から 9 行目：「(X Y 両名に対し)」を「(Y Z 両名に対し)」に訂正。

230 頁下から 7 行目：【○】の前に「(Y Z とも)」を挿入。

230 頁下から 5 行目：【○】の前に「(Y Z とも)」を挿入。

230 頁下から 3 行目：【○】の前に「(Y Z とも)」を挿入。

230 頁下から 2 行目：【○】の前に「(Y Z とも)」を挿入。

231 頁 1 行目：「X Y 両名」を「Y Z 両名」に訂正。

231 頁 15 行目：【×】の前に「(Y Z とも)」を挿入。

249 頁下から 7 行目：「契約まで」を「契約終了まで」に訂正。

259 頁 8 行目の「Y の長男」は「X の長男」に訂正。

261 頁下から 3 行目～：「前提とした事業」を「前提としない事業」に訂正。

287 頁下から 12 行目：「1 月 31 日」を「2 月 1 日」に訂正。

287 頁下から 10 行目：「1 月 31 日」を「2 月 1 日」に訂正。

301 頁 5 行目：「請求原因」を「請求原因事実」に訂正。

301 頁 5 行目：「抗弁」を「**抗弁事実**」に訂正。

301 頁下から 8 行目：「遅延損害金」を「**損害金**」に訂正。

301 頁最終行～：「令和 2 年 2 月 1 日…現在も」を「**令和 2 年 2 月 10 日から現在まで**」に訂正。

317 頁 7 行目：「所持」の前に「物を」を挿入。

318 頁下から 10 行目：「代理権があり」を「**代理権がある**」に訂正。

318 頁下から 7 行目：「また、」の前に「。」を挿入。

318 頁下から 6 行目：「自分」を「**前主**」に訂正。

319 頁下から 7 行目：「請求原因」を「**請求原因事実**」に訂正。

319 頁下から 7 行目：「抗弁」を「**抗弁事実**」に訂正。

319 頁下から 7 行目～：「再抗弁」を「**再抗弁事実**」に訂正。

323 頁下から 15 行目：「請求原因」を「**請求原因事実**」に訂正。

323 頁下から 15 行目～：「抗弁」を「**抗弁事実**」に訂正。

323 頁下から 14 行目：「再抗弁」を「**再抗弁事実**」に訂正。

324 頁下から 5 行目：「㊦の売買契約」を「**㊦の売買契約**」に訂正。

325 頁 15 行目：「㊦の売買契約」を「**㊦の売買契約**」に訂正。

326 頁脚注 3 下から 3 行目の「対抗要件説を立脚」を「**対抗要件説に立脚**」に訂正。

328 頁最終行：「甲が正当な利益を」を「**Y が正当な利益を**」に訂正。

332 頁下から 8 行目：「Y A 間」を「**A Y 間**」に訂正。

340 頁 12 行目～：「譲受人が悪意または重過失であることについて債務者の無過失は」を「**債権者不確知について必要とされている債務者の無過失は供託の**」に訂正。

361 頁下から 12 行目：「債務者」を「**相手方**」に訂正。

412 頁下から 4 行目：「㊲ Y は、A に対し」を「**㊲ Z は、A に対し**」に訂正。

416 頁 15 行目：「Y は、A に」を「**Z は、A に**」に訂正。

420 頁 15 行目：「不可能である」を「**不可能な場合である**」に訂正。

424 頁 8 行目～：「価格返還をすべき」を「**価格返還を求めるべき**」に訂正。

424 頁 11 行目：「この価格について」の後に「**民法 703 条、704 条の不当利得返還請求としては（民法 545 条の解釈ではなく）**」を挿入。

424 頁 19 行目：「X の利得が」を「**X の損失は**」に訂正。

429 頁 8 行目：「法律上の利益」を「**法律上の原因**」に訂正。

429 頁 14 行目：「A 乙」を「**A 甲**」に訂正。

429 頁 16 行目：「権利」を「**権利金**」に訂正。

435 頁 16 行目：「X の行為」を「**Y の行為**」に訂正。

435 頁 19 行目：「X の行為の負傷させる行為に」を「**Y の負傷させる行為に Z の行為の危険性も**」に訂正。

- 435 頁下から 10 行目：「X の行為」を「**Y の行為**」に訂正。
- 436 頁 9 行目：「乙個人」を「**A 個人**」に訂正。
- 436 頁 9 行目：「乙に甲会社」を「**A に甲会社**」に訂正。
- 436 頁 9 行目～：「甲会社と乙とが」を「**甲会社と A とが**」に訂正。
- 436 頁 10 行目：「乙の受傷」を「**A の受傷**」に訂正。
- 440 頁下から 2 行目：「丙の飲み物に」を「**丙の同じ飲み物に**」に訂正。
- 441 頁 1 行目～：「甲にとって乙の行為…中断させるものではないので、」を削除。
- 441 頁 3 行目：「といえる」を「**といえ因果関係もある**」に訂正。
- 441 頁 4 行目：「損害賠償責任を負う。」の後に「**甲と乙とが意思の連絡なく、丙が食べる可能性のあるバイキングの別々のケーキに青酸カリを混入させ、丙がケーキを食べて青酸カリによって死亡したが、丙が食べたケーキが甲、乙どちらが青酸カリを混入させたものか不明である場合、民法 719 条 1 項後段によって、因果関係が法律上推定されると解される。**」を挿入。
- 441 頁 5 行目～：「致死量に満たない…青酸カリにより死亡」を「**丙を傷害する目的で交互に長期間にわたってヒ素を摂取させ、ヒ素中毒に陥らせ、この結果、丙が肺がんによって死亡**」と訂正。

以上